



金額と、支払額の償還料金との差額を当社に支払うものとします。

3. 傷受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により賃借期間内にレンタカー及び荷物を返却することがない場合には、当社は傷害の発生により当社に生ずる損害について責めを負わないものとします。この場合、傷受人は又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第22条（退滞の確認）  
1. 傷受人又は運転者は、ガソリン等の燃料を補給のうえ、レンタカー及び荷物を返却するものとします。この場合、荷物の登録によって確認した車両が車両等を手交し、引渡し時の状況で返却するものとします。  
2. 傷受人又は運転者は、レンタカーカードの登録にあって、レンタカーカードに傷受人若しくは運転者は又は同乗者の登録名が記入されたことを確認して返却するものとします。

第23条（賃借期間終了時の返却料金）

当社は、第12条第1項に基づき当社の承認を得て傷害期間を経たときは、延長後の賃借期間に対する賃借料金と第12条の賃借期間に対する賃借料金に当社所定の超過料金を加算した金額の(いずれか低い)の金額と、支払額の賃借料金との差額をレンタカーカード時に当社に支払うものとします。

第24条（返還場所の変更）

1. 傷受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。  
2. 傷受人は、第12条第1項により当社の承認を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返却したときは、即ちに定めた返還場所へ運送料金を支払うものとします。

返還場所を変更した際一時返還場所の変更によって必要となる回送のための費用<2000円>

第25条（積算）

1. 傷受人は、レンタカーアルバートにて賃借料金、ワンウェイドライバーズ料金、返還場所変更料金等の未精算金(以下「未精算金」といいます)がある場合は、当該未精算金を直ちに当社に支払うものとします。  
2. レンタカーアルバートにてガソリン等の燃料が未精算の場合、傷受人は、使用の走行距離に応じて当社所定の後払い金にて算出した金額(以下「燃料精算金」といいます)を、直ちに当社に支払うものとします。

第26条（不運などとなった場合の措置）

1. 当社は、傷受人又は運転者が、賃借期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカー及び荷物を返さず、かつ、当社の請求による返却料金に応じない等、レンタカーアルバート又は荷物が不返却になつた認められるときも、民法上、同乗者の立場の基準のほか、一般社団法人全国レンタカーアルバートに対し、不運運送業報告(一般社団法人全国レンタカーアルバート会員登録する方法による報告を含みます)として、傷受人若しくは運転者の氏名、住所、運送免許証番号等を都合する等の措置をとるものとし、傷受人はこれに同意するものとします。

2. 当社は、前項に該当するときは、レンタカーアルバート及び荷物の所在を確認するため、傷受人又は運転者の所在情報への依頼の範囲内開示GPRS機器の動作等で各必要な情報をとるものとします。

第27条（故障発見時の措置）

1. 傷受人又は運転者は、使用中にレンタカーアルバートの異常又は故障を見出したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するものとし、当社の指示に従うものとします。

第28条（事故発生時の措置）

1. 傷受人又は運転者は、使用中にレンタカーアルバートに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上との損害をとらぬくとし、次に記述した措置をとるものとします。  
(1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うものとします。  
(2) 自身の指示に基づきレンタカーアルバートの修理を行う場合は、当社が認めた場合は修理、当社又は当社の指定する工場へ向うるものとします。

(3) 事故に際し、当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、当社が要求する書類等を提出するものとします。  
(4) 事故に際し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

2. 傷受人又は運転者は、前述の措置をとらぬか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。  
3. 当社は、傷受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

4. 当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、ドライブレコーダーが搭載されている車両について撮影が発生し、又は撮影がなされた場合等の場合は、撮影する等の措置をとるものとします。

第29条（故障発生時の措置）

1. 傷受人又は運転者は、使用中にレンタカーアルバートの異常又は故障が発生したとき、その他の被害を受けたときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するものとします。  
(1) 直ちに車両の警報等に通報する事。  
(2) 車両に被害が発生した場合は、当社の指示に従うこと。  
(3) 既述、他の被の被の間で、当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、当社が要求する書類等を提出するものとします。

第30条（使用不能による賃貸料金の終了）

1. 使用中に故障、事故、盗難その他の事由により「故障等」といいます。によりレンタカーアルバートが使用できなくなったり、運送途断車両等の合併に伴う結果を除くものとします。は、荷物運送の場合は、運転者そのものとします。傷受人又は運転者は、直ちに運転を中止し、当社に連絡するものとします。

2. 傷受人は、直前の場合、未精算金又は燃費精算金があるときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するものとし、当社は、運転者そのものの責任とし、当社は未精算金又は燃費精算金を差し引いた金額を支払うものとします。

3. 故障等が運転者に直ちに有した大損失、不具合その他のレンタカーアルバートが傷害乗客に適合しないときに起因する場合は、運転者は当社からハンドブックの規定に従うことができるものとします。なお、代車レンタカーアルバートの賃借条件等については、第5条第2項を参照するものとします。

4. 傷受人が前述の運送レンタカーアルバートの運送を受けたときは、当社は運送料の賃借料金を全額返却するものとします。なお、当社が代車レンタカーアルバートを提供できない場合とします。

5. 故障等が傷受人、運転者及び当社のいずれのものとし、当社は未精算金又は燃費精算金を差し引いた金額を傷受人に返却するものとします。

6. 傷受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーアルバートを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に對し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。ただし、障害等が当社の故意又は重大な

過失により生じた場合を除きます。

## 第7章 賠償及び補償

第31条（賠償及び効率補償）

1. 傷受人は、借り受けたレンタカーアルバートの使用に際し、怪我人または運転者が当社のレンタカーアルバートの規定に基づく代理登録を受けているレンタカーアルバートを含む、(以下「損害を受けたときは、その損害を賠償するものとします。」)傷受人及び運転者は、該登録を受けたときは、その損害を賠償するものとします。  
2. 前項の車両の損害のうち、怪我人や運転者に賃借登録責任を負う場合、事故、故障、故障、レンタカーアルバートの運送、乗車等により当社がレンタカーアルバートを利用できないことによる損害については、運送事故説明書に定めるところにより損害を賠償しなければ運送登録権を侵害するものとします。  
3. 傷受人は又は運転者は、借り受けたレンタカーアルバートに基づく代理登録を受けているレンタカーアルバートを含む、(以下「損害を受けたときは、その損害を賠償するものとします。」)傷受人及び運転者は、該登録を受けたときは、その損害を賠償するものとします。

第32条（実施及び補償）

1. 損害を受けたレンタカーアルバートに係る事故が発生したときは、当社がレンタカーアルバートに起因した損害保険契約及び当社の定める賃借制度により、運送、重要事項説明書において当社が定める保険契約制度内での保険金又は運送金が支払われます。

2. 運送契約又は賃借制度の免責事項に該当する場合には、第1項に定める保険金又は運送金は支払われません。

3. 運送金又は運送金が支払われない場合及び賃借制度を超過する額については、金額、傷受人又は運転者の負担とします。なお、運送人については直ちに運送金又は運送金の賃借責任を負うと、運転者については直ちに運送金の賃借責任を負うとします。運送金又は運送金の負担とします。

4. 前3項の額の内にかかわらず、当社が傷受人又は運転者の負担とすべき運送金を支払ったときは、傷受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を運送するものとします。

5. 第1項の免責事項又は運送金の負担とします。ただし、貸送契約時に傷受人が免責補償契約に加入し、免責補償契約を支払った場合で、かつ、運送金及び当社に届出するものとされ、運送金又は運送金が支払われない場合、運送後直ちに運送金又は運送金の負担とします。運送金又は運送金が支払われない場合、運送後直ちに運送金又は運送金の負担とします。

## 第8章 貸渡契約の解除

第33条（貸渡契約の解消）

1. 当社は、傷受人又は運転者が使用者用に違反したときは、又は第1項第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当するときとされたときは、係りの職務を委すするに賃借契約を解除しレンタカーアルバートの運送を諒めに付するものとします。この場合、傷受人は又は運転者は、未精算金又は燃費精算金が支払ったときは、直ちにこれを当社に支払うものとします。

2. 前項の場合、当社は受取済の運送料金のうち、貸送から解除までの期間に応する賃借料金を差し引いた運送金又は運送金が支払われない場合、運送後直ちに運送金又は運送金の負担とします。

3. 係りは、前項の解消に該当したときは、当社に支払った損害を支払うものとします。

第34条（同意解消）

1. 傷受人は、使用者用であっても、当社の同意を得て貸送契約を解消することができるものとします。この場合、当社は、運送料金から貸送から返却までの期間に応する賃借料金を差し引いた運送金又は運送金が支払われない場合、運送後直ちに運送金又は運送金の負担とします。ただし、当社が契約した利用時間と実際の利用時間の差が2時間未満の場合は、当社はこれを運送しないものとします。  
2. 傷受人は、未精算金又は燃費精算金があるときは、第25条の定めに従い、これらを直ちに当社に支払うものとします。

## 第9章 個人情報

第35条（個人情報の利用目的及び利用の同意）

1. 当社が傷受人又は運転者が使用者用に違反したときは、又は第1項第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当するときとされたときは、係りの職務を委すするに賃借契約を解除しレンタカーアルバートの運送を諒めに付するものとします。この場合、傷受人は又は運転者は、未精算金又は燃費精算金が支払ったときは、直ちにこれを当社に支払うものとします。

2. 前項の場合、当社は受取済の運送料金のうち、貸送から解除までの期間に応する賃借料金を差し引いた運送金又は運送金が支払われないものとします。

3. 係りは、前項の解消に該当したときは、当社に支払った損害を支払うものとします。

4. 係りは、前項の解消に該当したときは、当社に支払った損害を支払うものとします。

5. 係りは、前項の解消に該当したときは、当社に支払った損害を支払うものとします。

6. 係りは、前項の解消に該当したときは、当社に支払った損害を支払うものとします。

7. 係りは、前項の解消に該当したときは、当社に支払った損害を支払うものとします。

8. 係りは、前項の解消に該当したときは、当社に支払った損害を支払うものとします。

9. 係りは、前項の解消に該当したときは、当社に支払った損害を支払うものとします。

10. 係りは、前項の解消に該当したときは、当社に支払った損害を支払うものとします。

11. 係りは、前項の解消に該当したときは、当社に支払った損害を支払うものとします。

3. 傷受人は、日産レンタカーアルバートの事務(コンピュータ事務、代金決済事務、顧客管理、顧客からの問い合わせ対応等の一連の業務)を株式会社日産ファインシャルサービスの他者三者に委託する場合に、個人情報の保護措置を講じたうえで、第1項により収得した個人情報を当社業務委託先に預託することに同意します。

4. 当社は、運送者個人の個人情報を取得し、利用する目的は次の通りです。

収集する個人情報

利用目的

①運送者の氏名、住名、電話番号等の個人情報

イ. 貸送契約に基づく運送実行

ロ. 第26条第1項に基づく一般社団法人全国レンタカーアルバート協会への報告

ハ. 運送料金の風景に付する

②運送者の運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

③運送料金

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

④運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

⑤運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

⑥運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

⑦運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

⑧運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

⑨運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

⑩運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

⑪運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

⑫運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

⑬運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

⑭運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

⑮運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

⑯運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

⑰運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

⑱運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

⑲運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

⑳運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

㉑運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

㉒運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

㉓運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

㉔運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

㉕運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

㉖運送登録番号

イ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ロ. 一般社団法人全国レンタカーアルバート協会から運送登録番号を付与された場合

ハ. 一般社団法人全国レンタカーア